

女性部規約

昭和60年 7月31日制定
平成 5年 9月29日改正
平成 6年10月 4日改正
平成 8年10月21日改正
平成 9年 6月25日改正
平成11年 5月12日改正
平成13年 1月18日改正

(組 織)

第1条 本会会員のうち、女性の経営者、幹部社員および経理担当者有志をもって、女性部を構成する。

(目 的)

第2条 女性部は、会員企業の女性経営者・幹部社員・経理担当者としての資質向上を図るとともに、法人会活動の一翼を担うことを目的とする。

(事 業)

第3条 女性部の事業は、本会事業計画に基づいて実施するものとするが、次の3つの事業を柱とする。

- (1) 各種例会（研修例会および親睦例会等）
- (2) 法人会女性セミナー
- (3) 社会貢献活動

(役 員)

第4条 女性部に次の役員を置く。

部 長	1 名
副 部 長	若 干 名
幹 事	若 干 名

(役員の選任)

第5条 役員は、役員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

- 2 役員は、選任される年度の本会総会の日において、満75歳未満でなければならない。

(役員の仕事)

第6条 部長は、女性部の業務を統括するとともに、本会の主要会議に出席し意見を反映させるものとする。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長事故ある時はこれを代理する。
- 3 幹事は、女性部の業務を協議執行する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は本会役員と同様2年とするが、再任を妨げない。ただし、部長の仕事は2期を限度とする。

(相談役)

第8条 この会に必要なに応じて相談役を置くことができる。

2 相談役は、役員会の推薦により、部長がこれを委嘱する。

(会議)

第9条 会議は、正副部長会議、幹事会とし、部長がこれを招集する。

2 議長は部長がこれに当たり、出席者の過半数を持って議決する。

(経費)

第10条 女性部の経費は、原則として本会会計によるものとし、必要なに応じて臨時会費を徴収する。

(規約の準用)

第11条 この規約に定めなき事項については、本会定款等の規約を準用するものとする。

(規約の変更)

第12条 女性部の規約は、理事会の決議を経て変更する。

附 則 1 . この規定は昭和60年7月31日より施行する。
2 . この規定は平成13年4月1日より施行する。